

一般社団法人日本小児神経学会　社会保険小委員会細則

第1条　委員会の目的

1. 2年ごとに見直される診療報酬改定において、小児神経領域の保険診療において取り込まれるべき医学の進歩に対応した新たな医療技術と修正されるべき技術評価について、日本小児神経学会の意見を取りまとめて提案する。
2. 現行の診療報酬体系のなかで評価されていない、あるいは評価不十分な小児神経学の技術評価の確立に努める。

第2条　委員の任期

委員長及び委員の任期は2年とする。原則4回までとするが、必要な場合は再任を妨げない。

第3条　定員

定員は8名以下とする。

第4条　副委員長

副委員長は、委員長が指名する。

平成27年7月25日 制定